



家畜伝染病の発生時等における仙台地方振興事務所管内の緊急対策業務への協力に関する協定書

宮城県仙台地方振興事務所長(以下「甲」という。)と宮城県仙台家畜保健衛生所長(以下「乙」という。)と社団法人仙台建設業協会長(以下「丙」という。)は、宮城県知事と社団法人宮城県建設業協会長が平成22年9月8日に締結した家畜伝染病発生時における緊急対策業務への協力に関する協定にのっとり、仙台地方振興事務所管内での家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務の協力に関し、協定を締結する。



(協力の要請)

第1条 甲は、家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務(以下「緊急対策業務」という。)のため、丙の所属会員が所有する建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)による協力の必要があると認めるときは、丙に対して、次に掲げる事項を明らかにした「家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務協力作業要請書(様式-1)」を提出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 伝染病の状況及び作業内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、台数及び人員等
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 甲の現場責任者
- (5) その他必要な事項



(協力要請する作業)

第2条 この協定により、甲が丙に要請する協力作業(以下「協力作業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 埋却溝掘削のための作業
- (2) 処分家畜等の運搬及び埋却のための作業
- (3) 前2号に掲げる作業実施のために必要な設備の運搬、設置等

丙は、第1項の協力作業について、要請後速やかに実施可能なように、方面別等に優先する作業協力者を事前に定めておくものとする。

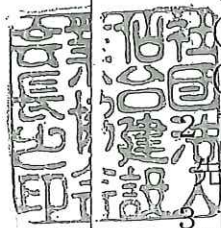
3 協力作業の内容については、宮城県口蹄疫防疫マニュアルを参考とする。

4 協力作業に従事した作業員及び使用した資機材の消毒の徹底については、病原体の拡散を防ぐために極めて重要であることから、家畜防疫員の指示に従い実施するものとする。

(協力の実施)

第3条 丙は、甲から第1条の規定による建設資機材等の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等による協力を行うものとする。

2 丙は、速やかに協力が可能な業者を選定し、甲に報告(様式-2)し、その指示に従うものとする。



3 甲は、丙から前項により協力が可能な業者の報告があった場合は、協力の可能な業者へ作業内容の指示を行うものとする。

(作業報告)

第4条 丙は、前条の規定に基づき協力作業を行った場合は、次に掲げる事項を記載した「家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務協力作業報告書（様式－3）」を速やかに甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急対策業務に従事した事業者名
- (2) 業務場所及び協力作業に従事した期間
- (3) 業務内訳表
- (4) 業務中及び業務後の状況写真
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 協力作業により丙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、協力作業実施時における当該地域の通常の工事価格相当額を基準とする。

(契約の締結及び経費の支払)

第6条 協力作業に係る経費の支払については、仙台地方振興事務所と協力作業に従事した事業者との間において工事請負契約を締結し、その契約に基づいて支払うものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力作業により生じた損害の負担は、甲丙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて協力作業に従事した者が、本作業への従事により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の補償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第9条 丙及び丙の会員は、協力作業活動中に入手した家畜伝染病の発生時の情報を、積極的に甲乙に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部次長（総括担当）、丙においては社団法人仙台建設業協会事務局長とする。

(情報の交換)

第11条 甲乙及び丙は、あらかじめ本協定に基づく緊急対策業務連絡体制(別紙-1)を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又は変更が生じた場合は、甲乙丙は、速やかに相互に報告するものとする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成22年12月8日から適用する。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月8日

甲 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

宮城県仙台地方振興事務所
所長 土井 敏


乙 宮城県宮城野区安養寺三丁目1番22号

宮城県仙台家畜保健衛生所
所長 大久 昇


丙 宮城県仙台市青葉区支倉町2番48号
社団法人仙台建設業協会
会長 河合 正


家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務

協力要請書

1 伝染病の状況及び協力作業内容

- 伝染病の名称 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ
- 伝染病の状況 ○○市全域に○○令発令中
- 協力作業内容 ①埋却溝掘削, ②処分家畜等の運搬及び埋却作業

2 協力を必要とする建設資材等の種類, 台数及び人員等

建設資機材等の種類	台数	人員等

3 協力を必要とする日時, 作業場所及び期間

- (1)日 時 平成 年 月 日()
- (2)場 所
- (3)期 間

4 甲の現場責任者

農業農村整備部 職名 氏名

5 その他必要な事項

平成 年 月 日

社団法人 ○○建設業協会 ○○支部長 殿

宮城県○○地方振興事務所長

県担当者 所属 _____ 氏名 _____

連絡先 _____

家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務

協力可能事業者報告書

平成 年 月 日に協力要請がありました件については、下記の事業者が協力可能
ですので、報告します。

記

1 協力可能事業者名

(1) 事業者名

(2) 連絡先

電話番号

FAX

メールアドレス

(3) 担当者

2 その他必要な事項

平成 年 月 日

宮城県〇〇地方振興事務所所長 殿

社団法人 宮城県建設業協会 〇〇支部

支部長 〇〇 〇〇

(協会担当者 氏 名 _____ 電話番号 _____)

家畜伝染病の発生時等における緊急対策業務

協力作業報告書

1 緊急対策業務に従事した事業者名

2 業務場所及び協力作業に従事した期間

(1)場 所

(2)期 間

3 業務内訳表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考

4 業務中・業務後の写真

5 その他必要な事項

平成 年 月 日

宮城県〇〇地方振興事務所長 殿

 社団法人 宮城県建設業協会 〇〇支部
 支部長 〇〇 〇〇

(協会担当者 氏 名 _____ 電話番号 _____)

応急対策業務連絡体制

畜産課・農村振興課 連絡体制

所属	役職	氏名	連絡先		備考
			勤務時間内	勤務時間外	

(社)宮城県建設業協会 連絡体制

所属	役職	氏名	連絡先		備考
			勤務時間内	勤務時間外	

各地方機関・連絡体制（各地方振興事務所（各地域事務所），各家畜衛生保健所）

[illegible]

(社)宮城県建設業協会支部 連絡体制

[illegible]

